

## 豊橋市まちづくり景観条例

平成4年3月31日 条例第57号  
改正 平成10年12月24日 条例第54号

## 第2章 まちづくり景観形成地区

## (景観地区の指定)

- 第7条 市長は、重点的に景観形成を図る必要がある地区をまちづくり景観形成地区(以下「景観地区」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民その他利害関係人及び豊橋市まちづくり景観審議会の意見を聴かななければならない。
  - 3 市長は、景観地区を指定したときは、これを告示しなければならない。
  - 4 前2項の規定は、景観地区を変更する場合について準用する。

## (整備計画の策定)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定により景観地区を指定したときは、当該地区におけるまちづくり景観形成地区整備計画(以下「整備計画」という。)を策定するものとする。
- 2 整備計画は、基本計画に従い当該地区における景観形成に関する方針、基準その他景観形成に関し必要な事項を定めるものとする。
  - 3 前条第2項及び第3項の規定は、整備計画を策定及び変更する場合について準用する。

## (景観地区内における行為の届出)

- 第9条 景観地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為が整備計画に適合するよう努めるとともに、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。
- (1) 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは大規模な修繕又は外観の過半にわたる色彩の変更
  - (2) 広告物の設置、改造、移転又は表示内容若しくは色彩の変更

- (3) その他市長が必要と認めた行為

## (整備計画に基づく助言及び指導)

- 第10条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

## 第6章 雑則

## (委任)

- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 豊橋市まちづくり景観条例施行規則

平成4年3月31日 規則第32号  
改正 平成10年2月12日 規則第3号

## (趣旨)

- 第1条 この規則は、豊橋市まちづくり景観条例(平成4年豊橋市条例第57号。以下「条例」という。)第9条、第11条、第12条及び第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (景観地区内における行為の届出)

- 第2条 条例第9条に規定する行為の届出は、行政上の手続(法令の規定により、当該行為に着手する前に行政庁等に対して行うこととされている手続をいう。以下同じ。)に着手する日の4週間前(行政上の手続を要しない行為にあっては、当該行為に着手する日の4週間前)までにまちづくり景観形成地区内行為届出書(様式第1)2通を市長に提出しなければならない。

## (委任)

- 第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。